「建設業における女性活躍推進に関する新計画策定委員会」設置要綱

(趣旨)

第1条 建設業における女性活躍推進について、平成26年8月22日に一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国建設業協会、一般社団法人全国中小建設業協会、一般社団法人建設産業専門団体連合会、一般社団法人全国建設産業団体連合会(以下、「建設業5団体」という。)及び国土交通省が策定した「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を見直し、建設業5団体、建設産業女性活躍推進ネットワーク及び国土交通省として新たな計画の策定を行うために、「建設業における女性活躍推進に関する新計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(構成)

- 第2条 策定委員会は、別紙に掲げる者から構成する。
- 2 委員会に委員長を置き、委員長は、議長として会議の議事を整理する。

(事務局)

第3条 策定委員会の事務局は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 に置く。

(会議)

- 第4条 委員会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出 席して意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 3 委員会は原則として公開する。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- 4 会議配付資料は、原則として国土交通省のホームページに公開する。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- 5 会議における議事要旨については、会議後速やかに作成し、あらかじめ 委員長に確認の上、国土交通省のホームページに公開するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、 策定委員会で定めるものとする。

附則

1. この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

「建設業における女性活躍推進に関する新計画策定委員会」 構成員

(建設業5団体)

- 1. 一般社団法人 日本建設業連合会
- 2. 一般社団法人 全国建設業協会
- 3. 一般社団法人 全国中小建設業協会
- 4. 一般社団法人 建設産業専門団体連合会
- 5. 一般社団法人 全国建設産業団体連合会 (建設産業女性活躍推進ネットワーク)
 - 6. 建設産業女性活躍推進ネットワーク

(国土交通省)

7. 国土交通省